

令和4年度屋久島世界遺産地域における高層湿原保全対策検討会

議事要旨

日時：令和4年12月26日（月） 13:30～16:30

場所：TKP ガーデンシティ鹿児島中央

Web 方式（屋久島森林生態系保全センター他）

●議事(1)令和4年度に実施したモニタリング調査等

資料1 令和4年度に実施したモニタリング調査等

（質問は特になし）

●議事(2)屋久島高層湿原保全対策(案)

資料2 屋久島高層湿原保全対策(案)

◇ 「1. 保全対策策定の目的」

◇ 「2. 湿原の自然的特徴と保全に関する取り組みの経緯」

◇ 「3. 高層湿原の現状と課題」

- ・ 今後は木道の付け替えに入っていく過程で、木道が設置される場所の状況等を取得しておかないと、データは二度と得られなくなってしまうことにも留意してほしい。（井村委員）
- ・ 保全対策をした場合、長いスパンで結果を見た場合、対策が適正だったのかどうかについてもモニタリングの継続が必要になる。（吉田委員）
- ・ 複数年かけて様々な調査を総合的に行った結果は、単年度の報告書に記載しているが、それを誰でも閲覧できるようにしてほしい。（百原委員）

◇ 「4. 保全対策の目標と条件」

◇ 「5. 保全対策」

- ・ 対策には、ヤシマットなど現地の材料以外のものを利用することは環境負荷があり不適當ではないか。（井村委員）
- ・ 歩道の付け替えの際に、現在設置している材料（例えば立杭など）を撤去しきれなく残ってしまった場合には、新たに杭を入れて堰を作るだけでなく、残った材料を活用した対策方法も考える必要がある。（吉田委員）
- ・ 現在設置してある資材を対策に利用していくということは非常に合理的で良いと思う。その他も水に強い島内の松材等の利用も検討してはどうか。（荒田氏）

→基本的な考えとしては、「5.（1）対策の構成」において、「対策工は資材も含めて環境負荷の少ない工法を用いるものとする。」としている。また、「6.（4）対策ごとの工法」でも、「現地の間伐材や倒木等を利用した工法も検討していく。」としている。このため、ここで挙げている工法を必ず使うというところまでは決まっておらず、他にこういった工法があるのかを含めて検討していくものと考えている。（河邊課長）

・保全対策は環境、景観、観光利用に配慮したものにしてほしい。また、保全対策を実施する際には、事前に日時や工程などを関係者へアナウンスしてほしい。(伊熊氏)

→事前に役場、ガイドの方々はじめ地元関係者へアナウンスしつつ、対策を進めていくことを考えている。(野邊自然遺産保全調整官)

◇ 「6. 保全対策と施工箇所の考え方」

◇ 「7. 対策の進め方の留意点」

・石塚方面を利用する登山者の踏み込み等による湿原への土砂流入も考えられるため、L字歩道を撤去した際には、撤去した資材を有効活用して、花之江河から旧花之江河小屋までの木道に利用したらいいのではないか。(荒田氏)

→提案していただいた意見は、保全対策実施計画の際にも参考とできるよう、報告書の中で記載する。(事務局)

・対策の中でも、植生保護柵の撤去は、歩道の付け替えよりも難しいものではないので、モニタリングしつつ進めてほしい。(井村委員)

→本保全対策の中では、対策の優先順位はつけていないが、先にできるような対策は計画作りに時間をかけすぎないように留意して進めていきたい。(野邊自然遺産保全調整官)

・「6. 保全対策と施工箇所の考え方」の⑪では、柵を設置するとあるが、黒味岳歩道方向からの流路は浸食が進んでいないため、何も施さないほうが良いため⑪の対策の必要性については検討していただきたい。むしろ湿原上流からきている流路へ対策したほうがいいと思う。この流路が目詰まりすることによって、扇状地より上流の湿原は涵養される。(吉田委員)

→湿原の下流域の対策については、湿原上流側から流れている流路への浸食防止対策とする。ただ、浸食が進み基盤が出ている箇所もあるため、それよりも上流側の路床で対策することとしたい。(事務局)

・令和元年に設置した3箇所も木柵工の効果から、木柵工が固定されているため木柵工の下流側が急勾配になりやすい。木柵工のように人工物を固定化すると、こういった状態を引き起こしたり、流路の分散ができないようになると思う。このため、本保全対策には、人工物を設置するということに書かないほうがいいのかと思う。(吉田委員)

→木柵工の下流側が急勾配になっている場所は、木柵工を設置する前から急勾配になっていたことから、土砂は堆積しにくくなっている。ただ、勾配が緩い場所は土砂や枝条が堆積して効果は出ている。路床を上げるために構造物を入れる際には、これまでの経験を活かして、適度な堰の間隔をとって設置することが可能と考える。(下川委員)

・「6. 保全対策と施工箇所の考え方」の①で導流工の設けるとあるが、導流工が固定化されてしまえば、湿原にとっては大きなダメージとなる。人工物を作ることは慎重な議論が必要である、他にもっとやれるべきことがあるはずだと思う。丸太や枝条を上流から流すことの方が、環境的には不可がかからず、

自然に起きうることなので、少し人間の手を加えるだけで、流水分散の効果はあると思う。(吉田委員)

- ・祠周辺の流路側壁がかなり浸食を受けていることから、路床の保護が必要との説明があったが、祠周辺は基盤が高く盛り上がっている地形なので、そのままにしておいても削れないので、そのままにしておいてもいい部分はあると思う。(吉田委員)
- ・祠の横に水が集中して土台は崩れそうな状態になっている。この水の集中を解消するには、祠より東側の休憩デッキを対策するか、西側の植生保護柵とその前面の木道の対策になる。ただ、西側の植生保護柵側の対策をするほうが、東側のデッキの対策をするよりも、進めやすいかと思う。(井村委員)
- ・また、流水分散等の根本的な対策が出来ない間は、観光や伝統的な利用に配慮しつつヤシネット等で浸食防止し、流水分散ができた際には、浸食防止対策は撤去するというように進めていく必要があると思う。(井村委員)

→保全対策実施計画を策定していく中で、いただいた具体的なコメントを踏まえて詰めていくことになるかと思う。(下川委員)

●議事(3)その他

- ・小花之江河の植生保護柵（プロット1）は景観の良い場所に設置されているため、植生保護柵の効果検証ができているのであれば、プロット1だけでも撤去をお願いしたい。(伊熊氏)

→小花之江河の植生保護柵は、保全上の効果があるというデータがあるが、現地で確認はしていない。今後は現地調査をしてから、植生保護柵をどのようにしていくのかを検討することとなる。少し時間をいただきたい。(矢原オブザーバー)